



18 高教職第 1388 号

平成 19 年 3 月 23 日

07.4.03	校長	教頭	係
	各市町村 (学校組合)	教育長	課

高知県教育長

**休憩時間の廃止等について (通知)**

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部が下記の内容のとおり改正され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、貴管内の学校職員に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、休憩時間はこれまでどおり 45 分で変更はありません。

記

1 休憩時間の廃止

休憩時間を廃止すること。

2 指導主事に充てられた職員の休憩時間の取扱い

県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによるものとする。

新 旧 対 照 表

新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(抜粋)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(抜粋)

本則

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村(市町村の組合を含む。第7条第3項において同じ。)の教育委員会とする。以下同じ。)は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 略

(休憩時間)

第7条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第4項の規定に基づき県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

本則

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村(市町村の組合を含む。)の教育委員会とする。以下同じ。)は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 略

(休憩時間)

第7条 略

2 略

(休憩時間)

第8条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会規則で定める基準に従い、休憩時間を置くものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の2 略

第9条 略